

道路占用料単価 新旧対照表

占用物件		単位	改定占用料 (円)	現行占用料 (円)		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	670	560		
	第2種電柱		1,000	860		
	第3種電柱		1,400	1,200		
	第1種電話柱		600	500		
	第2種電話柱		960	800		
	第3種電話柱		1,300	1,100		
	その他の柱類		60	50		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	6	5		
	地下に設ける電線その他の線類		4	3		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	※ 590	490		
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	360	300		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200	1,000		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		※ 510	420		
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	2,200	2,000		
	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,200	1,000		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	25	21		
	外径が0.07m以上 0.1m未満のもの		36	30		
	外径が 0.1m以上0.15m未満のもの		54	45		
	外径が0.15m以上 0.2m未満のもの		72	60		
	外径が 0.2m以上 0.3m未満のもの		※ 110	90		
	外径が 0.3m以上 0.4m未満のもの		140	120		
	外径が 0.4m以上 0.7m未満のもの		250	210		
	外径が 0.7m以上 1m未満のもの		360	300		
	外径が 1m以上のもの		720	600		
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1mにつき1年	4	—
		その他のもの	その他のもの	長さ1mにつき1年	12	—
	その他のもの	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	960	—	
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1㎡につき1年	600	—
	その他のもの	地下に設けるもの	占用面積1㎡につき1年	360	—	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1㎡につき1年	1,200	1,000		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1㎡につき1年	A × 0.004	A × 0.004	
		階数が2のもの		A × 0.006	A × 0.007	
		階数が3以上のもの		A × 0.007	A × 0.008	
	上空に設ける通路	1,100		1,000		
	地下に設ける通路	660		610		
その他のもの	1,200	1,000				
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1㎡につき1日	22	20	
	その他のもの		占用面積1㎡につき1月	220	200	
施行令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	220	200	
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	2,200	2,000	
	標識	1本につき1年	960	800		
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	22	20	
		その他のもの	1本につき1月	220	200	
	幕（施行令第7条第4号に掲げる工事中施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	22	20	
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	220	200	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,200	2,000		
	その他のもの	1,100	1,000			

**道路占用料単価 新旧対照表**

占用物件		単位	改定占用料 (円)	現行占用料 (円)	
施行令第7条 第2号に掲げる工作物		占用面積1㎡につき1年	1,200	1,000	
施行令第7条 第3号に掲げる施設		占用面積1㎡につき1年	A × 0.031	A × 0.028	
施行令第7条 第4号に掲げる工事事務施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき1月	220	200	
施行令第7条 第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1㎡につき1月	120	100	
施行令第7条 第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1㎡につき1年	A × 0.012	A × 0.016	
	上空に設けるもの		A × 0.017	A × 0.016	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		階数が1のもの	A × 0.004	—
			階数が2のもの	A × 0.006	—
			階数が3以上のもの	A × 0.007	—
その他のもの	A × 0.025	A × 0.028			
施行令第7条 第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1㎡につき1年	A × 0.015	A × 0.016	
	その他のもの		A × 0.011	A × 0.011	
施行令第7条 第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1㎡につき1年	A × 0.022	A × 0.016	
	その他のもの		A × 0.011	A × 0.011	
施行令第7条 第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1㎡につき1年	A × 0.015	A × 0.016	
	上空に設けるもの		A × 0.022	A × 0.016	
	その他のもの		A × 0.031	A × 0.028	
施行令第7条 第12号に掲げる器具			A × 0.025	A × 0.028	
施行令第7条 第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占用面積1㎡につき1年	A × 0.015	A × 0.016	
	上空に設けるもの		A × 0.022	A × 0.016	
	その他のもの		A × 0.031	A × 0.028	
施行令第7条 第14号に掲げる施設		占用面積1㎡につき1年	A × 0.031	—	

◎ 令和6年3月31日以前から占用を継続している物件で、今回の改定により、改定後の占用料が前年度占用料の1.2倍を超える物件については激変緩和措置（下記表参照）が適用されます。【※印のもの】

**激変緩和措置**

占用物件		単位	令和5年 3月31日 まで	令和6年 4月1日 から	令和7年 4月1日 から
法第32条 第1項 第1号 に掲げる工作物	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490	580	590
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420	500	510
法第32条 第1項 第2号 に掲げる物件	外径が 0.2m以上 0.3m未満のもの	長さ1mにつき1年	90	100	110